

○ 財務省告示第二百五十九号
平成十二年七月十五日第五条第十一項の規則(平成十一年大蔵省規則)に依り告示する。
政府短期証券(第一百二十回) 財務大臣 野田佳彦

行二令
平条例
成件等
十二年七
二十次月
二年八月
八月四日
國庫短期
財務證券
(第一百二十
回)

の法發号名
條律行稱及
項及の根
び根そ拠
記

四
發行方法の適
用振替法
三
の法發号名
條律行稱及
項及の根
び根そ拠
記

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。へ格替適下へ平債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平、及条、第に一金号法
市る参て札発によ振、株び第一九第二關第法一
場も加、と行「争は受け」
特の者財同「価に日ける」とい
別にご務時と行「格付本銀も」とい
參よと大にい「競し行のう」とい
加るに臣行「以争て行」とい
者発応がわ「下入行」とい
・行募各れ及「札わする」とい
第へ限國るび価「れ」の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格 札格第参市 發競I加場行争	
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	八三十四 百千五兆 円八万四 百四千 五千百 億七六 九百十 千円九 百億 十五 一千 万四 九百 千三	額二額 面千面 金万金 額円額 でで 三四 三千兆 八四 百千 七百 八百 十二 億	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入 価 札 格 行 行	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	還 期 限	入 債 ・ 札 格 第	債 別 參 市	債 競 發 競 價	
平 成 二 十 二 年 七 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 翌 百 円	償 當 る 償 と 償 は 、 期 そ が 月 の 銀 行 業 業 日 に	た だ し 、 、 年 十 月 月 十 二 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 一 厘 百 四 毛 に つ き 九 十 九 九 円	十 額 七 面 錢 一 厘 百 四 上 の そ き れ ぞ れ 九 九 円 応	す る 。整 數又 倍は の記 金錄 額は 、 よ最 低 も額 の面 と金
平 成 二 十 二 年 七 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 翌 百 円	償 當 る 償 と 償 は 、 期 そ が 月 の 銀 行 業 業 日 に	平 成 大 臣 一 厘 百 四 毛 に つ き 九 十 九 九 円	す る 。整 數又 倍は の記 金錄 額は 、 よ最 低 も額 の面 と金		